

令和3年度茶のGAP団体認証に係る 生産管理システム構築業務企画提案に係る参加仕様書

1 目的

茶については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり国内の需給バランスが崩れ在庫過多の状況の中、海外への輸出拡大は産地存続の課題となっている。

輸出拡大を図るためには、相手国に応じた防除対応とそのロット管理が必要であり、多数の生産者の防除実績等についてGAPとICTを活用することで効率的に生産状況を把握し、ニーズに応じて出荷できる体制を構築することで伊勢茶産地の輸出対応力を強化する。

GAPについては、令和2年度末現在、国際水準GAPが51経営体186農場で認証取得されており、51経営体のうち13経営体が団体認証となっている。団体認証の取組は各農業者の負担軽減や審査経費の節減につながるとともに、内部統制を効果的に機能させることによって、栽培履歴やまとまったロット管理が可能となる。しかし、団体が拡大するに従い、団体事務局への事務作業の負担が増加することから、団体認証の取得や団体の集約化が進んでいない状況となっている。

そこで、ICTの活用による事務局負担の軽減を図りながら、産地全体においてGAP団体認証を推進することにより、輸出向け防除により生産された茶を包括的に把握する仕組みづくりを行い、輸出に対応できる体制づくりをめざす。

2 業務の内容

- (1) 委託業務名 茶のGAP団体認証に係る生産管理システム構築業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和4年3月18日(金)まで
- (3) 業務内容 別添「茶のGAP団体認証に係る生産管理システム構築業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

6,367,020円(消費税及び地方消費税を含む)

4 参加条件

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 参加者資格
 - ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ・三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 参加確認申請書の提出

- (1) 本事業を受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」(第1号様式)を作成・押印の上、1部提出すること。
- (2) 提出期限
令和3年11月26日(金)15時必着(期限厳守)なお、提出は持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は電話にて到着を確認すること。(電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする。)
- (3) 提出先
〒514-8570 津市広明町13番地
三重県農林水産部農産園芸課園芸特産振興班(県庁6階)
電話 059-224-2808

6 企画提案コンペの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「茶のGAP団体認証に係る生産管理システム構築業務企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

- (1) 企画内容：生産者にとって使いやすく、見やすい画面となっており、帳票類の整理・記入が簡易な構成となっているか。
- (2) 的確性：提案の内容が仕様書に合致し、具体的に記述されているか。
- (3) 専門性：当業務と類似のシステムの開発・導入実績を有しているか。
- (4) 実現可能性：スケジュールが的確に策定され、契約期間内に事業が実施できる内容となっているか。
- (5) 経済性：十分な効果が期待できる適正な見積もり、費用対効果の高い内容となっているか。
- (6) 実施体制：委託業務が適切に実施できる体制となっているか。

7 提出を求める企画提案資料の内容

- (1) 企画提案書(任意様式)

以下の①～④及びその他必要があれば添付資料を、各8部(正本1部、副本7部)提出してください。

- ① 企画提案書(参考：第3号様式)

A4：20ページ以内とし、1～3の項目を必ず明記してください。

- 1 制作する生産管理システムの内容及び考え方

- ・台帳類記帳及び記録類確認の負担軽減に関する考え方

- ・スマートフォンやタブレット端末での登録画面案
- ・化学合成農薬の希釈倍数上限値に対する警告機能の内容
- ・農薬、肥料、摘採使用指示書の登録及び発信の考え方

- 2 類似業務の実績
- 3 その他必要な事項

- ② 業務執行体制
- ③ 業務執行スケジュール
- ④ 見積書

なお、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

(2) 提出期限等

企画提案書等は、持参又は郵送で提出すること。（電子メール、FAXによる提出は受け付けない。）

提出期限は、令和3年12月6日（月）15時必着とする。

郵送の場合は、電話にて企画提案関連資料提出先に到達の確認をすること。

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部農産園芸課園芸特産振興班（県庁6階）

電話 059-224-2808

8 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書を提出して行うものとする。

(1) 提出方法

FAX又は電子メールにより、文書で下記の提出先まで送付するものとする。

その際、所属、氏名、連絡先を明記する。

質問の送信後、必ず電話にて着信を確認すること。

(2) 提出期限

令和3年11月24日（水）15時まで

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部農産園芸課園芸特産振興班（県庁6階）

電話 059-224-2808

FAX 059-223-1120

電子メール nousan@pref.mie.lg.jp

(4) 回答

受け付けた全ての質問及びその回答については、令和3年11月25日（木）17時までに県ホームページに掲載する。

9 プレゼンテーションの実施

提案者から提出される企画提案資料による審査と併せ、以下のとおり提案者のプレゼンテーションによる審査を実施する。

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

なお、提案が1者のみの場合は、プレゼンテーションによる審査に代えて、選定委員会で書類審査を実施する。

(1) 内容

プレゼンテーションは提案者による説明 15分、選定委員会の質疑 10分とする。

(2) 日時・場所

令和3年12月10日（金）午前 三重県庁 6階 ミーティングルーム

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、Web会議システムを利用して行う場合がある。

(3) 時間割等の連絡

プレゼンテーションの時間割等については、提案書を提出したすべての者に、令和3年12月9日（木）15時までに電子メール又はFAXにて連絡する。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用) (有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し

(2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し

(3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」(第4号様式)

※(1)、(2)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、申立書(第5号様式)を提出(FAX又はメール可)してください。

11 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示すものとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平

成14年法律第154号) 第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号) 第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)
- (4) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

1.2 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

1.3 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

1.4 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

1.5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。) 第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1.6 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とする。
- (2) 提出された各企画提案関連資料は返還しない。
- (3) 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 契約に係る委託料の支払等は、三重県会計規則の規定に従うものとする。
- (5) 委託料の支払については、原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- (6) 委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

18 連絡先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部農産園芸課園芸特産振興班（県庁6階）

電話 059-224-2808

F A X 059-223-1120

電子メール nousan@pref.mie.lg.jp

担当 香村、山戸